

令和 3 年 2 月議会

## 生活環境委員会 報告資料

### I. 専決処分報告

- |            |                                      |      |
|------------|--------------------------------------|------|
| ○ 報告第 6 号  | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する<br>専決処分について | 1 頁  |
| ○ 報告第 7 号  | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する<br>専決処分について | 4 頁  |
| ○ 報告第 8 号  | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する<br>専決処分について | 8 頁  |
| ○ 報告第 11 号 | 市道路線の認定及び変更に関する専決処分について              | 12 頁 |

### II. その他報告

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| ○ 福岡高速道路の料金認可の変更申請に係る同意について | 13 頁 |
|-----------------------------|------|

令和 3 年 2 月

道 路 下 水 道 局

## 報告第6号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和3年1月29日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	40,239円

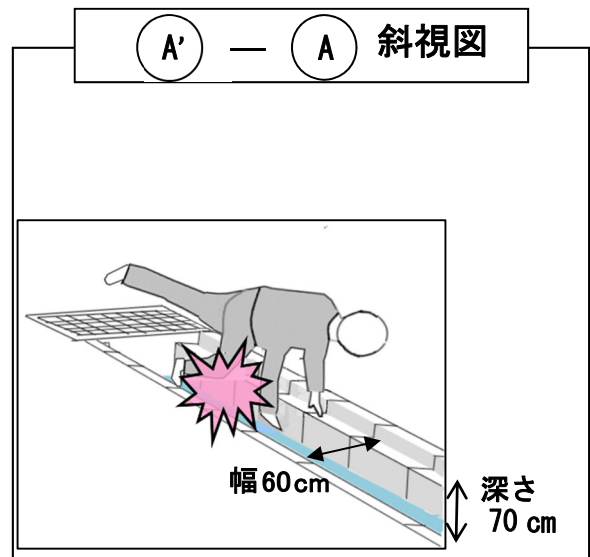
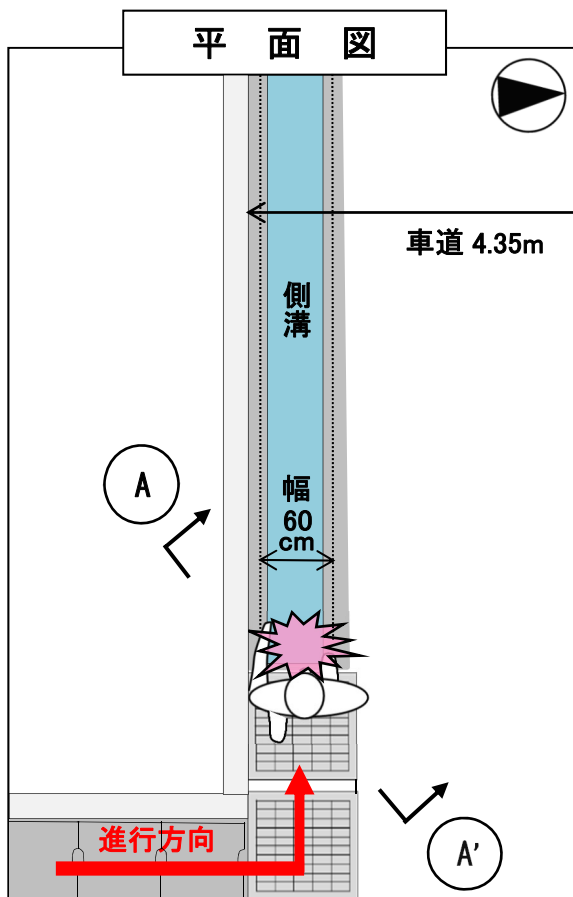
## 2 事件の概要

平成31年2月4日午後7時頃、相手方〇〇〇〇氏が、市内西区大字田尻309番地付近の市道を歩行中、前方の三叉路を右方から進行してきた自動車を避けようとして道路の左端に沿って左折した際、当該三叉路付近の側溝に転落を防止する措置がなされていなかったため、当該側溝に転落して負傷し、損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

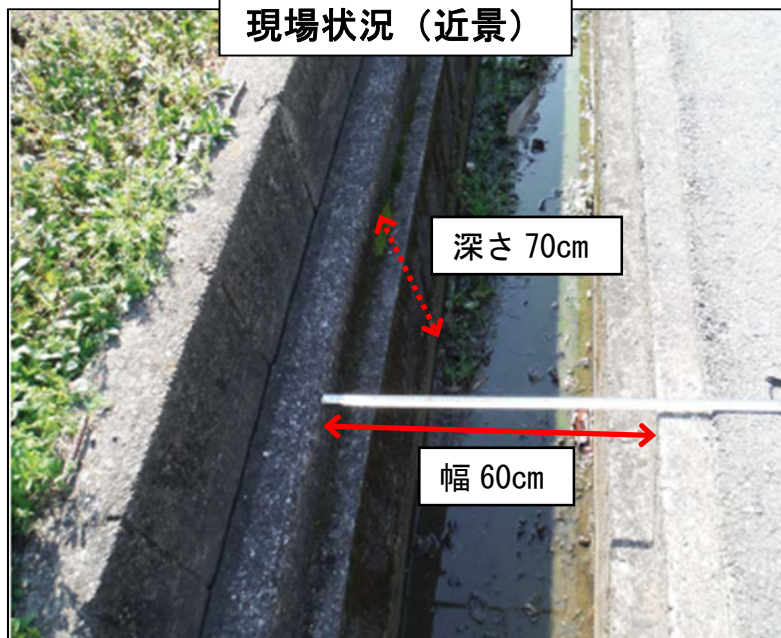


人的損害	44,710 円
物的損害	0 円
損害額計	44,710 円
市の過失割合	9 割
損害賠償額	40,239 円

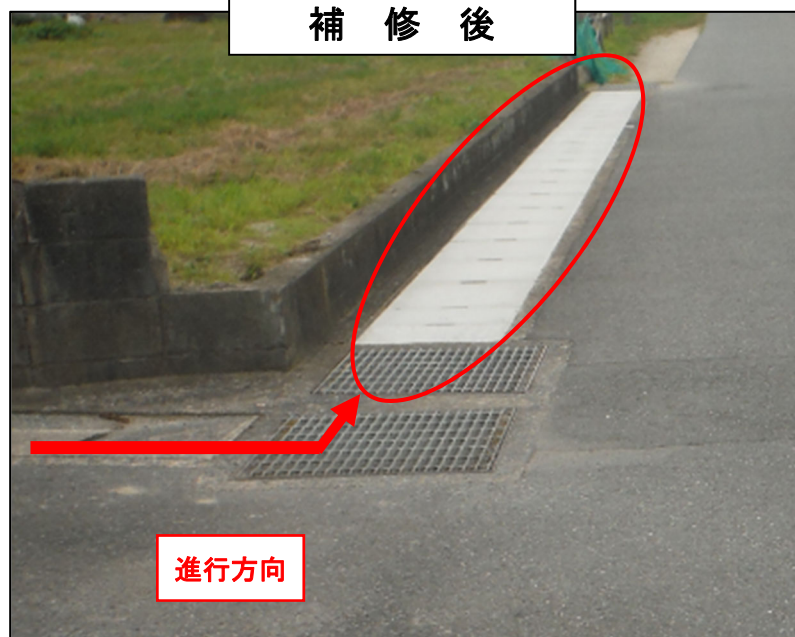
現場状況（遠景）



現場状況（近景）



補修後



## 報告第7号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和3年1月22日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	71,880円

## 2 事件の概要

令和2年7月7日午後9時30分頃、相手方〇〇〇〇氏所有の小型乗用自動車が、市内南区那の川一丁目5番5号付近の市道を走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

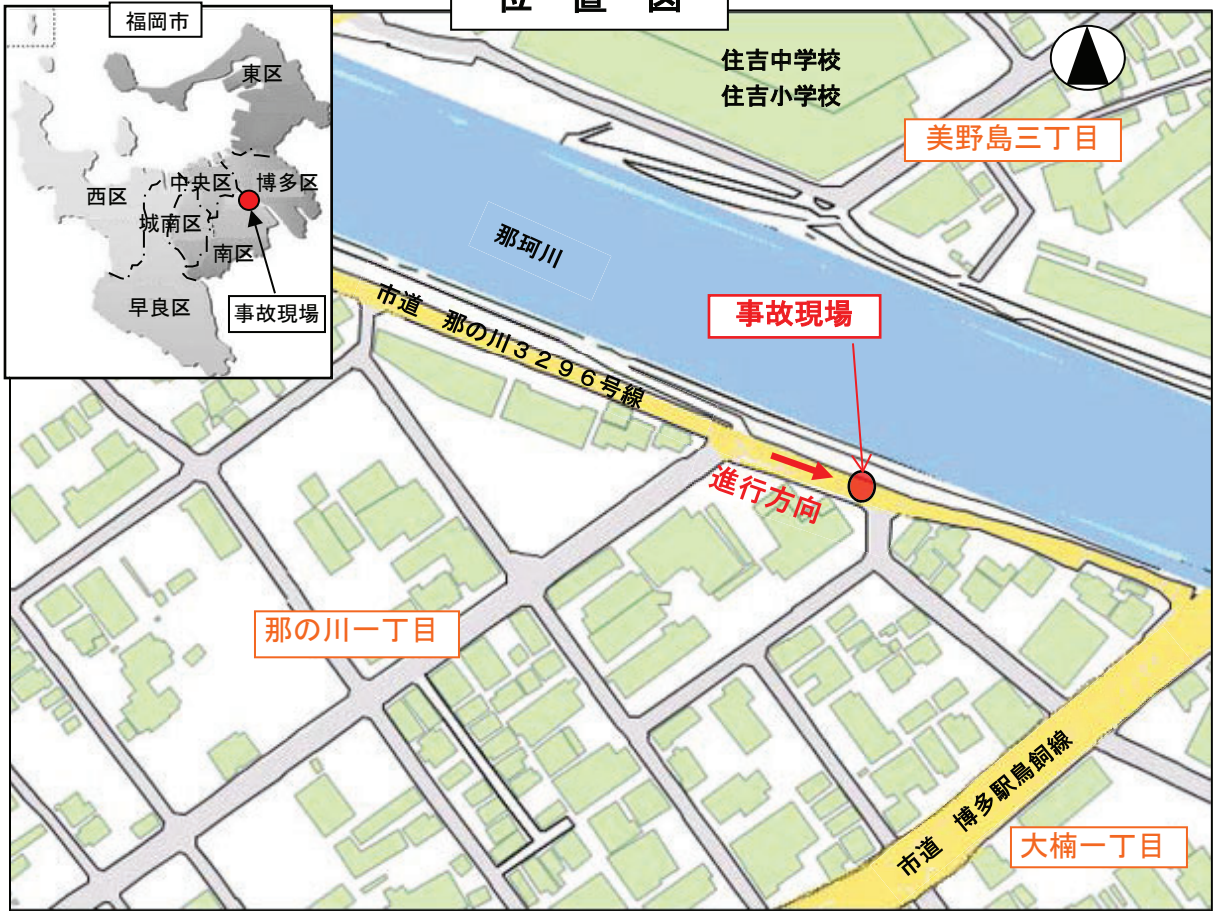
上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年2月17日

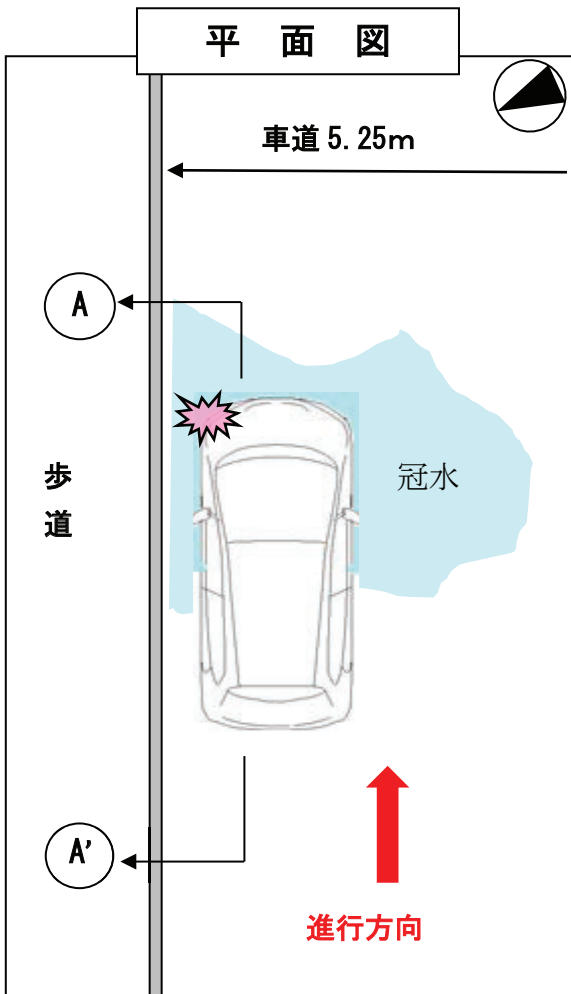
福岡市長 高 島 宗 一 郎



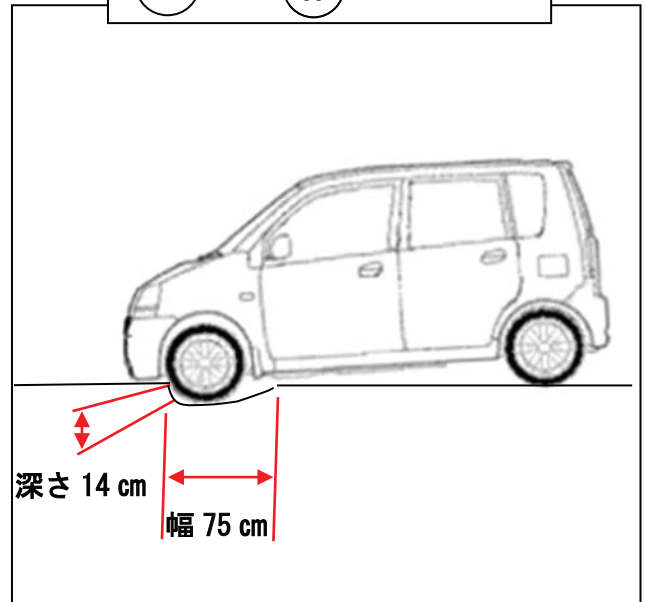
# 位置図



# 平面図

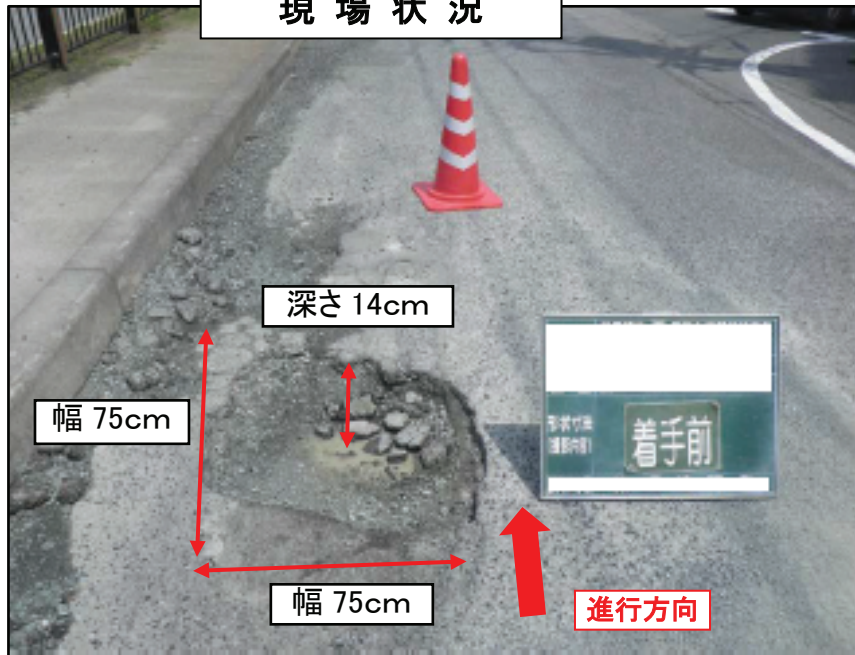


# A - A' 断面図



人的損害	0 円
物的損害	71,880 円
損害額計	71,880 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	71,880 円

現場状況



仮補修後



補修後



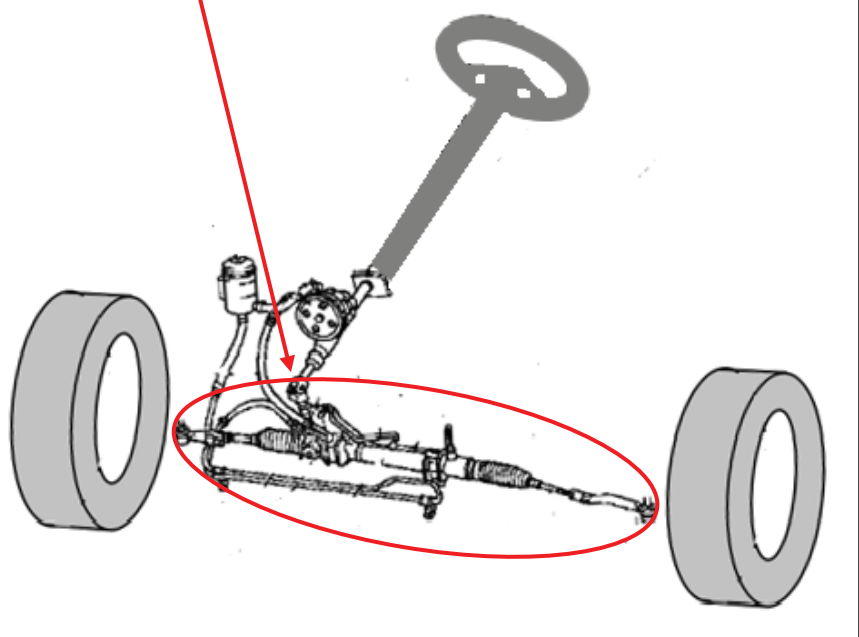


## 車両全景



## 破損状況

ステアリングギアボックス等の不具合





## 報告第8号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和3年1月29日次のように専決処分した。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	96,580円

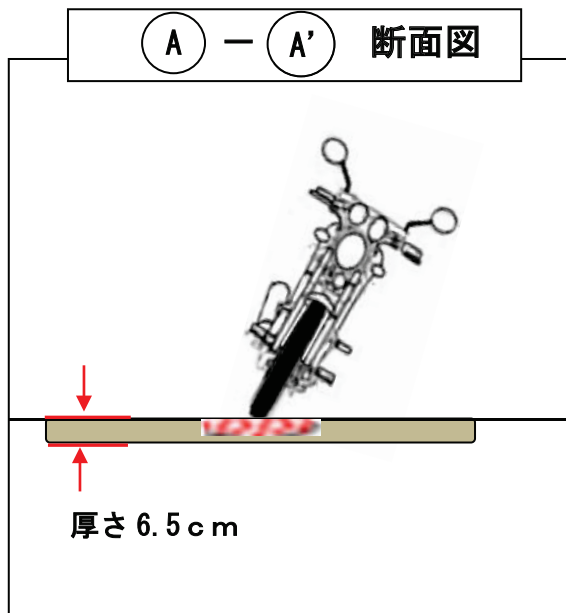
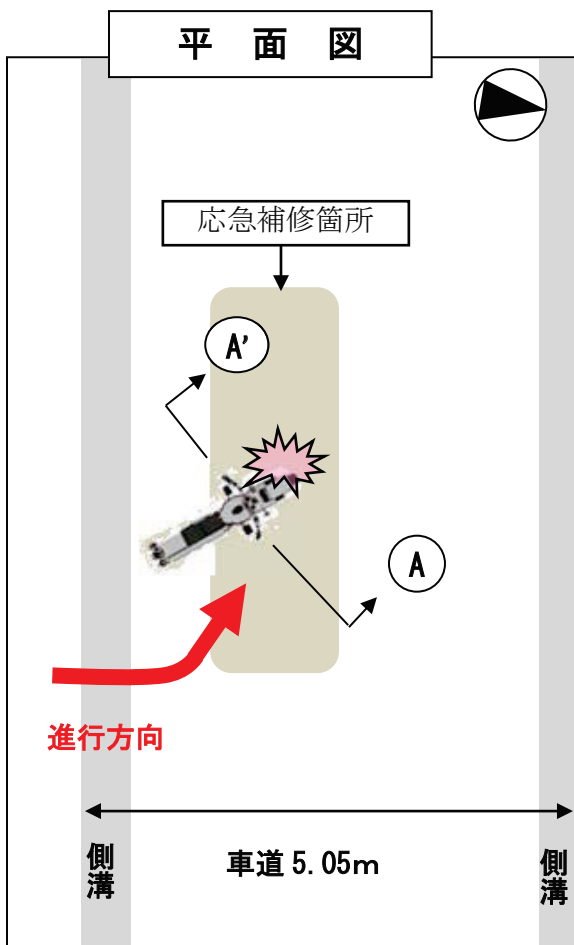
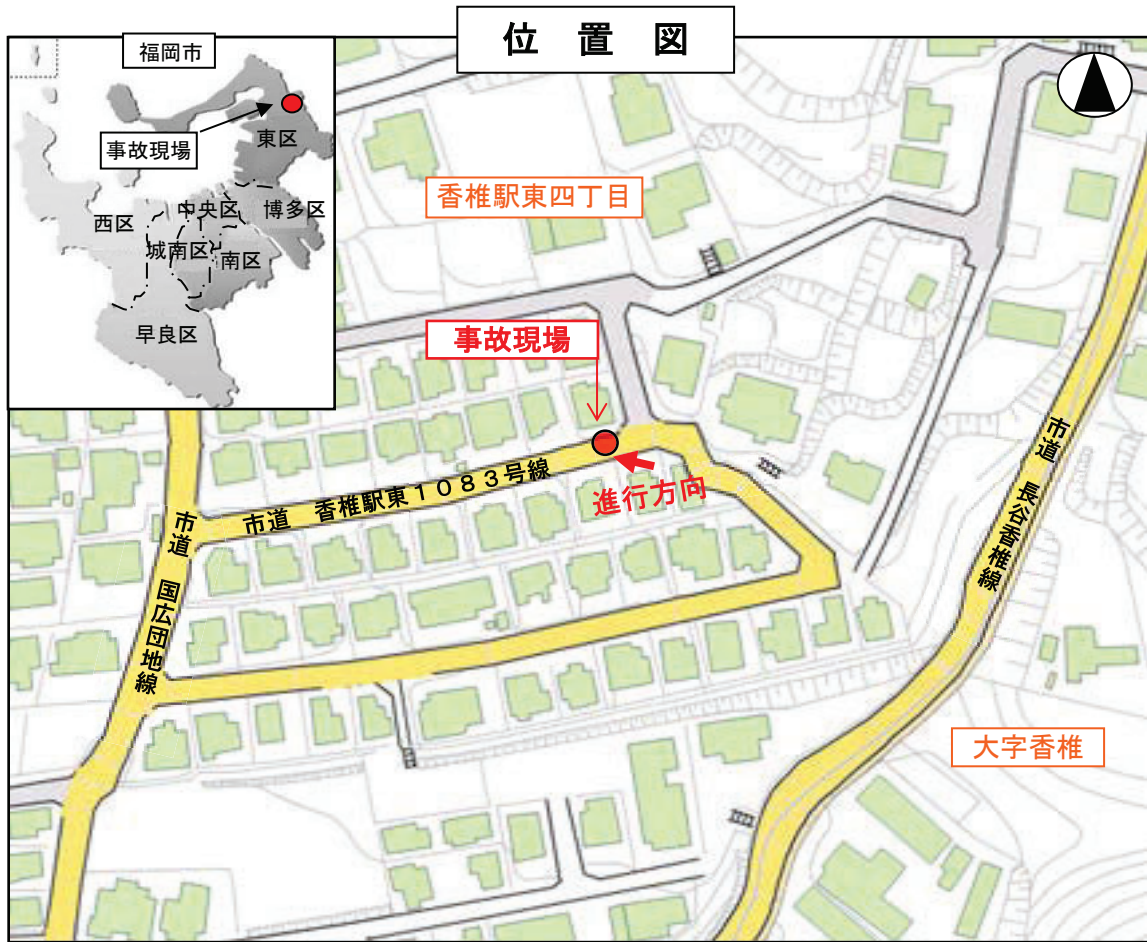
## 2 事件の概要

令和2年8月5日午前11時頃、相手方〇〇〇〇氏所有の自動二輪車が、市内東区香椎駅東四丁目〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の敷地から前面の市道に出て左折しようとした際、当該市道の路面の補修箇所にゆるみが生じたため、当該箇所でハンドルを取られ転倒し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

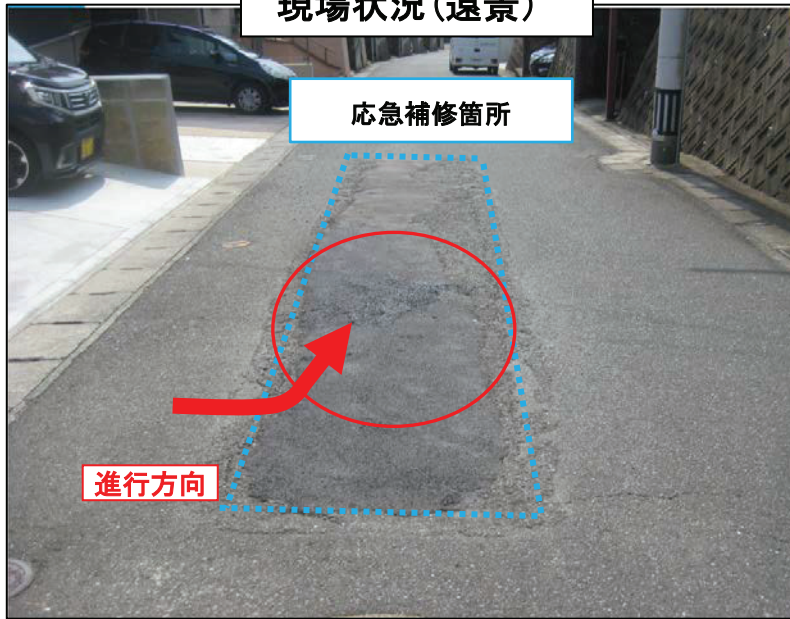
令和3年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	0 円
物的損害	96,580 円
損害額計	96,580 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	96,580 円

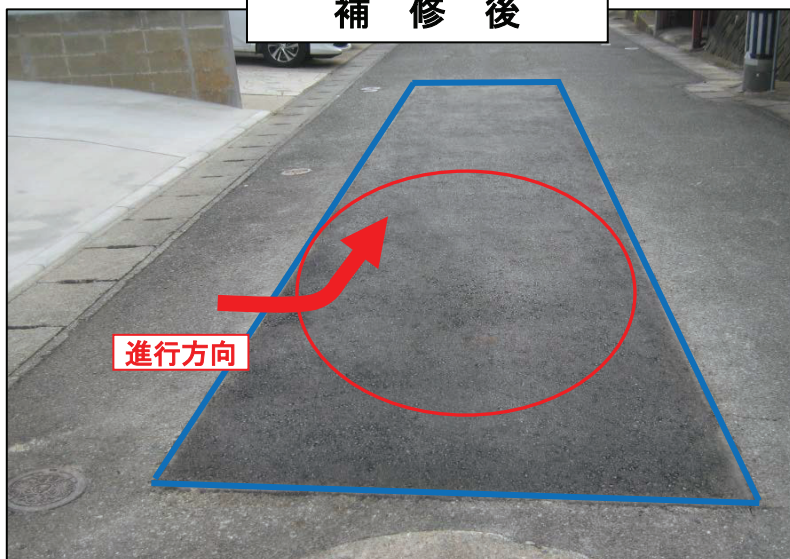
現場状況(遠景)



現場状況(近景)



補修後

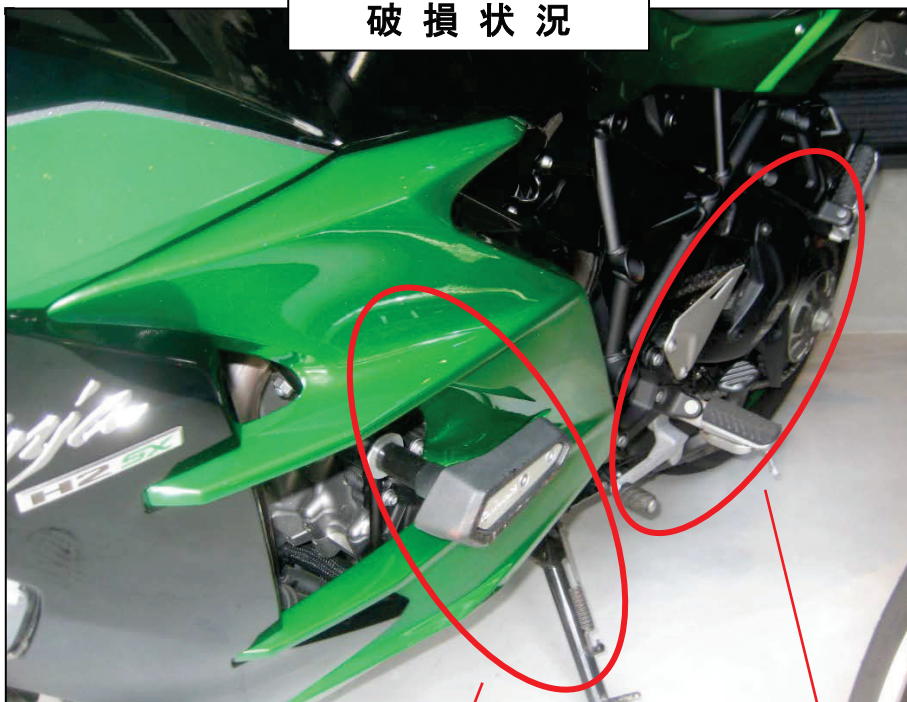




車両全景



破損状況



ステップ及びその周辺部分の破損

カウリング及びその周辺部分の破損



報告第 11 号

市道路線の認定及び変更に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、個人施行に係る福岡市若久二丁目土地区画整理事業の施行に伴い、市道路線を認定し、及び変更することについて、令和 3 年 1 月 29 日それぞれ次のように専決処分した。

1 路線の認定

路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
南 3815	若久 3815 号線	南区若久二丁目 300 番地先から	
		同 319 番地先まで	

(以下略)

2 路線の変更

路線番号	路線名	旧 新別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
南 386	若久 386 号線	旧	南区若久一丁目 309 番地先から 同 若久二丁目 330 番地先まで	
		新	南区若久二丁目 351 番 1 地先から 同 330 番地先まで	

上記について地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

○ 専決処分の内訳 (路線数)

1	認定路線	3 路線
2	変更路線	1 路線
合 計		4 路線



# 福岡高速道路の料金認可の変更申請に係る同意について

福岡高速6号線の供用を開始するにあたり、福岡北九州高速道路公社は、福岡高速6号線を含む福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間について、道路整備特別措置法第13条第1項に基づき国土交通大臣の認可を受ける必要がある。

同公社から、料金認可の申請にあたり、同法第16条第1項に基づき道路管理者である本市の同意を求められたので、料金及び料金の徴収期間は妥当であると判断し、これに同意したことについて、報告するもの。

## 1 同意の内容

- (1) 料金 普通車630円、大型車1,260円（現行どおり）
- (2) 料金の徴収期間 令和27年7月まで

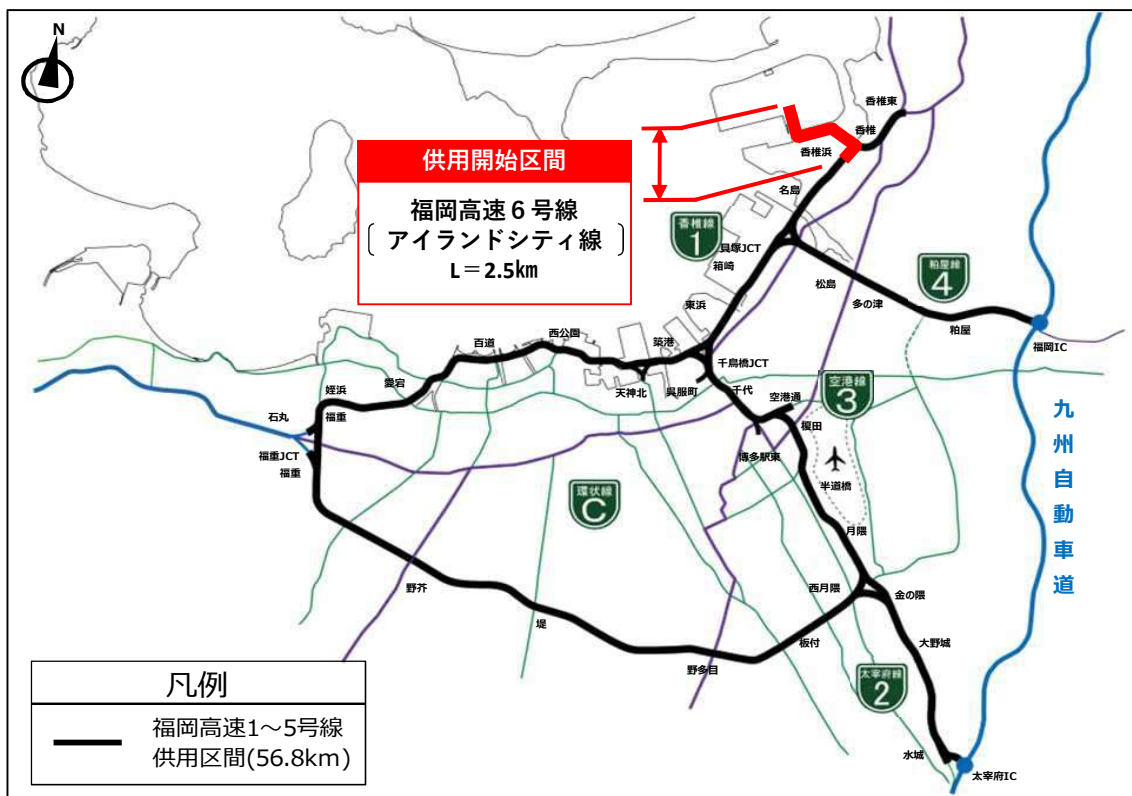
## 2 新たに料金徴収を行う区間および延長

- (1) 区間 福岡高速6号線（東区香椎一丁目～みなと香椎一丁目）
- (2) 延長 延長 2.5km（追加後の福岡高速道路の延長 59.3km）

## 3 実施期日

福岡高速6号線を供用する日から

## 4 位置図



## (参考)道路整備特別措置法(抄)

(指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第十三条 地方道路公社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 地方道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 収支予算の明細
- 二 料金
- 三 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請に係る料金の額及びその徴収期間が第二十三条に定める基準に適合するものであると認める場合に限り、第一項の認可をすることができる。

(道路管理者の同意等)

第十六条 地方道路公社は、第十条第一項の許可、第十一条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）、第十二条第一項の許可、第十三条第一項の認可又は前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第十二条第二項第二号の工事実施計画又は第十三条第二項第二号の料金若しくは同項第三号の料金の徴収期間について同意をしようするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。